

添付書類 A

1. 代理人としての Apple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc. (以下「Apple Canada」といいます)を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited (以下「APL」といいます)を指名するものとします。

オーストラリア
ニュージーランド

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法 2295 条 (以下参照) に従い、Apple Inc. を指名するものとします。

米国

デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法 2295 条以下に従い (以下参照)、Apple Services LATAM LLC を指名するものとします。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントルシア
アンギラ	チリ*	ホンジュラス*	セントビンセントおよび グレナディーン諸島
アンチグア・バーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	スリナム
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	トリニダード・トバゴ
バルバドス	ドミニカ	モントセラト	タークス・カイコス諸島
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	ウルグアイ
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	ベネズエラ*
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	
英領ヴァージン諸島	ガイアナ	セントクリストファー・ネイビス	

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第 643 条に従い、iTunes 株式会社を指名するものとします。

日本

2. コミッショナーとしての Apple

デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッショナーとして、Apple Distribution International Ltd. を指名するものとします。本契約において「コミッショナー」とは、多くの大陸法系法制度において一般的に認識されているとおり、自己のために行為することを目的とし、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します。

アフガニスタン	ガボン	マレーシア*	セルビア
アルバニア	ガンビア	モルディブ	セイシェル
アルジェリア	ジョージア	マリ	シエラレオネ
アンゴラ	ドイツ*	マルタ共和国*	シンガポール*
アルメニア	ガーナ	モーリタニア	スロバキア*
オーストリア	ギリシャ*	モーリシャス	スロベニア*
アゼルバイジャン	ギニアビサウ	ミクロネシア連邦	ソロモン諸島
バーレーン*	香港*	モルドバ	南アフリカ
ベラルーシ	ハンガリー	モンゴル	スペイン*
ベルギー*	アイスランド*	モンテネグロ	スリランカ
ベナン	インド	モロッコ	スワジランド
ブータン	インドネシア	モザンビーク	スウェーデン*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	イラク	ミャンマー	スイス*
ボツワナ	アイルランド*	ナミビア	台湾*
ブルネイ	イスラエル*	ナウル	タジキスタン
ブルガリア*	イタリア*	ネパール	タンザニア
ブルキナファソ	ヨルダン	オランダ*	タイ*
カンボジア	カザフスタン	ニジェール	トンガ
カメルーン	ケニア	ナイジェリア	チュニジア
カーボベルデ	韓国*	ノルウェー*	トルコ*
チャド	コソボ	オマーン	トルクメニスタン
中国*	クウェート	パキスタン	アラブ首長国連邦*
コンゴ民主共和国	キルギスタン	パラオ	ウガンダ
コンゴ共和国	ラオス	パプアニューギニア	ウクライナ*
コートジボワール	ラトビア*	フィリピン*	英国*
クロアチア	レバノン	ポーランド	ウズベキスタン
キプロス*	リベリア	ポルトガル	バヌアツ
チェコ共和国	リビア	カタール*	ベトナム*
デンマーク*	リトアニア*	ルーマニア*	イエメン
エジプト*	ルクセンブルク*	ロシア*	ザンビア
エストニア*	マカオ	ルワンダ	ジンバブエ
フィジー	マケドニア	サントメ・プリンシペ	
フィンランド*	マダガスカル	サウジアラビア*	
フランス*	マラウイ	セネガル	

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

添付書類 B

1. Apple は、税の適用がある場合、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙 2 の第 3.2 条に記載されている税金を徴収し、また以下の国に所在するカスタム App の配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙 3 の第 3.2 条に記載されている税金を徴収し、管轄の税務当局に納付するものとします。

アルバニア	チェコ共和国	リトアニア	スロバキア
アルメニア	デンマーク	ルクセンブルク	スロベニア
オーストラリア	エストニア	マレーシア	南アフリカ
オーストリア	フィンランド	マルタ共和国	スペイン
バハマ	フランス	メキシコ***	スウェーデン
バーレーン	ジョージア	モルドバ	スイス
バルバドス	ドイツ	オランダ	台湾
ベラルーシ	ギリシャ	ニュージーランド	タジキスタン**
ベルギー	ハンガリー	ナイジェリア	タイ**
ボスニア・ヘルツェゴビナ	アイスランド	ノルウェー	トルコ
ブルガリア	インド	オマーン	ウクライナ
カナダ	インドネシア**	ポーランド	アラブ首長国連邦
カンボジア	アイルランド	ポルトガル	ウガンダ
カメルーン	イタリア	ルーマニア	英国
チリ	カザフスタン	ロシア**	米国
中国*	ケニア	サウジアラビア	ウルグアイ†
コロンビア	韓国**	セルビア	ウズベキスタン**
クロアチア	コソボ	シンガポール**	ジンバブエ
キプロス	キルギスタン		
	ラトビア		

*中国政府の要請に応じて徴収する特定の税金を除き、Apple は中国における追加の税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金の徴収および納付について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

**非居住者のデベロッパにのみ適用されます。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金(存在する場合)の徴収および納付について単独で責任を負い、Apple がこれを代わりに行うことはないものとします。

***メキシコの VAT の対象として地方税務当局に登録されていないデベロッパにのみ適用されます。メキシコの VAT の対象として地方税務当局に登録されているデベロッパに対しては、Apple は、現地の法律に則り、(i) 現地の企業および外国人居住者に課せられる VAT の合計額、および (ii) 現地の個人に適用される VAT の額およびその他の VAT の額を徴収し、地方税務当局に対して納付するものとします。現地の法律で義務付けられている場合、かかる VAT の管轄の税務当局に対する納付については、デベロッパが責任を負うものとします。

†ウルグアイ政府の要請に応じて Apple が徴収する特定のデジタル取引に関する税金を除き、Apple はウルグアイにおける追加の税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている場合、自身の収益に課せられる税金の徴収および納付について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

2. Apple は、本添付書類 B の第 1 条に列挙されていない地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙 2 の第 3.2 条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとし、またかかる地域に所在するカスタム App の配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙 3 の第 3.2 条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金の徴収および納付について、単独で責任を負うものとします。

添付書類 C

1. オーストラリア

1.1 一般規定

- (a) 1999 年新税制(物品サービス税)法(以下、「GST 法」といいます)で定義されている用語は、本第 1 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (b) 本添付書類 C の第 1 条は、本契約の終了後も有効に存続します。

1.2 オーストラリアにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために APL を指名している場合：

1.2.1 デベロッパは、GST 法に基づく GST の不払いまたは過少納付ならびにそれらに関する罰金または利息に対する国税庁長官(以下、「長官」といいます)からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。加えて、デベロッパは、オーストラリアで GST の登録を怠ったとして長官により課されるいかなる罰金についても、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

1.2.2 物品サービス税(GST)

(a) 総則

- (i) 本添付書類 C の第 1.2 条は、代理人である APL を介してデベロッパが行う、オーストラリアに関連する供給に適用されます。GST 法で定義されている用語は、本第 1.2 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (ii) 明示的に別途定められている場合を除き、別紙 2 および別紙 3 に基づく支払い合計金額または支払い合計金額の算出に使用される金額はすべて GST を考慮せず決定されており、本第 1.2 条に基づき、支払うべき GST を考慮に入れて額を増やす必要があります。
- (iii) 別紙 2 および別紙 3 に基づき供給者から受領者に行われる課税対象の供給が GST の対象となる場合、受領者は、金銭的な対価の提供と同時にかつ同じ方法で、供給者に GST を支払う必要があります。誤解を避けるために明記すると、これには、別紙 2 の第 3.4 条および別紙 3 の第 3.4 条に従って APL により手数料として差し引かれるすべての金銭的な対価を含みます。
- (iv) 本条項に基づき GST を理由として APL が回収できる金額は、科料、罰金、利息、およびその他の徴収金を含むものとします。
- (v) 本添付書類 C の第 1 条は、本契約の終了後も有効に存続します。

(b) 居住デベロッパまたは ABN を持つ GST 登録済みの非居住デベロッパ

- (i) デベロッパがオーストラリアの居住者である場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号(以下、「ABN」といいます)を有しており、かつ GST 登録済みであるか、または GST 登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように GST の登録申請を長官に提出済みであることが、別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を(App Store Connect サイトを使用して、デベロッパの GST 登録証の写しまたは Australian Business Register からプリン

トアウトした証憑を Apple にアップロードすることにより) Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な ABN を保持しなくなった場合、または GST 登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

- (ii) デベロッパが非居住であり、ABN を持つ GST 登録済みの事業者である場合、デベロッパが別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を Apple に提供することが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、デベロッパが ABN を持つ GST 登録済みの事業者でなくなった場合、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。
- (iii) デベロッパおよび APL は、GST 法の第 153-50 条における手続きを行うことに同意するものとします。さらに、デベロッパおよび APL は、代理人である APL を介してデベロッパが行うエンドユーザーへの課税対象の供給について、以下に同意するものとします。
 - (A) APL は、エンドユーザーに供給を行っているものとみなされます。
 - (B) デベロッパは、対応する別個の供給を APL に行っているものとみなされます。
 - (C) APL は、自己の名において、第 1.2.2 条(b)(iii)項(A)に基づき行われる供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。
 - (D) デベロッパは、第 1.2.2 条(b)(iii)項(A)に基づき行われる課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。
 - (E) APL は、別紙 2 および別紙 3 に基づきデベロッパが APL に行う課税対象の供給(第 1.2.2 条(b)(iii)項(B)に基づき行われる課税対象の供給を含みます)について受領者作成のタックスインボイスをデベロッパに発行するものとします。
 - (F) デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 に基づきデベロッパが APL に行う課税対象の供給(第 1.2.2 条(b)(iii)項(B)に基づき行われる課税対象の供給を含みます)についてタックスインボイスを APL に発行しないものとします。

(c) 非居住で GST 未登録のデベロッパ

デベロッパが非居住であり、ABN を持つ GST 登録済みの事業者でない場合：

- (i) APL は、自己の名において、代理人である APL を介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。
- (ii) デベロッパは、代理人である APL を介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。

1.3 オーストラリアのデベロッパ - オーストラリア国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアの居住者であり、オーストラリア国外におけるマーケティング、ならびにオーストラリア国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号(「ABN」)を有しており、新税制である 1999 年物品サービス税法(「GST 法」)に基づき GST 登録済みであることを保証することがこの契約の条件の 1 つとなります。デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を(Apple Store Connect サイトを使用して、デベロッパの GST 登録証の写しまたは Australian Business Register からプリントア

ウトした証憑を Apple にアップロードすることにより) Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な ABN を保持しなくなった場合、または GST 登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

2. ブラジル

ブラジルにおけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがブラジルにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客に許可するために Apple Services LATAM LLC を指名している場合：

(A) 総則

2.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理して Apple が行う、エンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのデベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布に関する間接税(物品サービス税を含むがこれに限定されません)の納税義務、(ii) ブラジル政府への間接税の納税申告書の提出および間接税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii) 単独またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で行う、間接税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、Apple がブラジル国内の第三者、Apple の子会社、または第三者ベンダー(以下、「徴収団体」といいます)を利用して、エンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客からライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに関する金額を徴収し、その金額をブラジルから Apple に送金してデベロッパの収益をデベロッパに送金できるようにすることを許可し、これに同意し、認めるものとします。

2.3 エンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客がライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対して支払った価格のブラジル国外への送金に源泉徴収税が適用される場合、徴収団体は、その源泉徴収税の全額を Apple のデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をデベロッパの名前でブラジルの所轄の税務当局に納付するものとします。徴収団体は、商業上現実的な努力を払って、個別の源泉徴収票を発行し、ブラジルの税法で定められているとおり、その源泉徴収票は Apple がデベロッパに提供するものとします。デベロッパは、該当する場合、外国税額控除を請求できるようにするためにデベロッパの居住地域の税務当局から求められているその他の文書の提供について全責任を負うものとします。

(B) 非居住デベロッパ

2.4 デベロッパがブラジルの居住者ではなく、デベロッパへの未払い金の総額のブラジル外への送金に源泉徴収税が適用される場合、デベロッパは、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に基づく源泉徴収税の軽減税率を請求するために、デベロッパの居住地域の証明書またはそれに相当する文書を Apple に提供することができるものとします。徴収団体は、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に定められている源泉徴収税の軽減税率(存在する場合)を適用するものとします。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他 Apple にとって十分となる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書を Apple に提供した後に限ります。デベロッパは、Apple がデベロッパから提供される税法上の居住者証明書またはそれに相当する文書を承認および受諾した後にのみ、軽減税率が有効になることを認めるものとします。別紙 2 の第 3.3 条および別紙 3 の第 3.3 条の定めにかかわらず、Apple が当該税務文書を受領および承認する前にデベロッパの資金がブラジル国外に送金される場合、徴収団体は租税条約によって軽減されていない源泉徴収税を全額徴収して所轄の税務当局に納付できるものとします。その場合、Apple は源泉徴収および納付された当該税金の金額をデベロッパに返金しません。

デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびにそれに対する罰金または利息の過少納付(源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの資格の取得または事実上の喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません)に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Apple および徴収団体を補償し、損害を被らせないものとします。

(C) 居住デベロッパ

2.5 デベロッパがブラジルの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントをデベロッパの個別のブラジル納税者番号 (CNPJまたは CPF のいずれか該当する方) でアップデートする必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別のブラジル納税者番号を提供しないことにより、デベロッパのブラジル納税者番号が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションがブラジルの Store から削除される場合があることを認めたものとみなされます。

3. カナダ

カナダにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがカナダの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにカナダの GST/HST を追加する、またはアカウントの GST/HST の額を更新する必要があります。また、デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにケベック州の QST を追加する、またはアカウントの QST の額を更新する必要があります。

デベロッパがカナダにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために Apple Canada を指名している場合：

3.1 一般規定

デベロッパは、カナダにおいてデベロッパを代理して Apple Canada がエンドユーザーに行う供給および Apple Canada がデベロッパに行う供給に関連する、消費税法 (カナダ) (以下、「ETA」といいます) に基づき課される物品サービス税/統合売上税 (以下、「GST/HST」といいます)、ケベック州売上税 (以下、「QST」といいます)、または州小売売上税 (以下、「PST」といいます) の未支払い、未徴収、または未納付、ならびにそれらに関する罰金または利息に対する、カナダ歳入庁 (以下、「CRA」といいます)、ケベック州歳入庁 (以下、「MRQ」といいます)、および PST を課している州の税務当局からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.2 GST/HST

(a) 本添付書類 C の第 3.2 条は、カナダにおいて代理人である Apple Canada を介してデベロッパが行うエンドユーザーへの供給に関して適用されます。ETA で定義されている用語は、本第 3.2 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。Apple Canada は GST/HST のために登録済みであり、GST/HST 登録番号は R100236199 です。

(b) デベロッパがカナダの居住者であるか、または ETA に基づき GST/HST の登録が求められているカナダの非居住者である場合、デベロッパが GST/HST のために登録済みであるか、または GST/HST のための登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように GST/HST の登録申請を CRA に提出済みであることが、別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、Apple Canada の要請に応じて、デベロッパの GST/HST 登録の十分な証拠 (例：デベロッパの CRA による確認書の写しまたは CRA Web サイトの GST/HST Registry からプリントアウトした証拠) を Apple Canada に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが GST/HST のための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple Canada に通知することを保証するものとします。

(c) デベロッパが GST/HST のために登録済みである場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結することにより、(i) ETA の第 177 条(1.1)項に従って選定を行うことで、Apple Canada がカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada に GST/HST の徴収、会計処理、および納付をさせること、またフォーム GST506 (App Store Connect サイトで入手可能) に必要事項 (自らの有効な GST/HST 登録番号を含む) を記入し、署名した上で Apple Canada に返送済みであることに同意し、(ii) Apple は、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に、デベロッパのカナダにおける住所に基づいてカナダの GST/HST および QST を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くことに同意するものとします。

(d) デベロッパが GST/HST の登録をしていない場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結した上で、フォーム GST506 への必要事項の記入、署名、および Apple Canada への返送をしないことにより、(i) デベロッパが GST/HST のために登録していないことを保証し、(ii) デベロッパがカナダの居住者ではなく、ETA の対象となる事業をカナダで行っていないことを保証し、(iii) Apple Canada がカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada が GST/HST を請求、徴収、および納付することを了解し、(iv) デベロッパが Apple Canada に支払うべき手数料は GST/HST が免除されている(すなわち、GST/HST 税率が 0%である)ことを了解し、かつ (v) デベロッパが GST/HST 登録を行っていないならば、Apple Canada が請求した手数料が GST/HST の対象であったことが判明した場合、Apple Canada に課されるいかなる GST/HST、利息、および罰金についても、Apple を補償することに同意するものとします。

3.3 ケベック州売上税

ケベック州売上税に関する法令(以下、「QSTA」といいます)で定義されている用語は、本添付書類 C の第 3.3 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(a) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパが QST のために登録済みであるか、または QST 登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように QST の登録申請を MRQ に提出済みであることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、Apple Canada の要請に応じて、デベロッパの QST 登録の十分な証拠(例: デベロッパの MRQ による確認書の写しまたは MRQ Web サイトの QST Registry からプリントアウトした証憑)を Apple Canada に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが QST のための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple Canada に通知することを保証するものとします。

(b) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結することにより、(i) デベロッパが QST のために登録済みであることを保証し、(ii) QSTA の第 41.0.1 条に従って選定を行うことで、Apple Canada がケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada に QST の徴収、会計処理および納付をさせること、またフォーム FP2506-V に必要事項(自らの有効な QST 登録番号を含む)を記入し、署名した上で Apple Canada に返送済みであることに同意し、かつ (iii) Apple Canada がデベロッパを代理して行うケベック州外に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売については、当該エンドユーザーはケベック州の居住者ではなく、QST のための登録を行っておらず、当該販売は QST が免除されていることを前提として、Apple Canada は QST を請求、徴収、または納付しないことを了解するものとします。

(c) デベロッパがケベック州の居住者ではない場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結した上で、フォーム FP2506-V への必要事項の記入、署名および Apple Canada への返送をしないことにより、(i) デベロッパがケベック州の居住者でないことを証し、(ii) デベロッパがケベック州に恒久的施設を有していないことを証し、かつ (iii) Apple がケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple が QST を請求、徴収、および納付することを了解するものとします。

3.4 PST

本添付書類 C の第 3.4 条は、PST を課税または導入している州において、代理人である Apple Canada を介してデベロッパが行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの供給に関して適用されます。デベロッパは、上記の州において Apple Canada がデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada が適用される PST を請求、徴収、および納付できることを了解し、これに同意するものとします。

4. チリ

チリのデベロッパ – チリ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがチリの居住者である場合、デベロッパが当該地域の VAT 納税者であることを保証し、デベロッパの VAT ステータスの証拠を提供しない限り、Apple は、チリの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に VAT を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

5. 日本

(A) 日本におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが日本においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために iTunes 株式会社を指名している場合：

5.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理して iTunes 株式会社が行うエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションの配布に関する売上にかかる消費税の請求義務(存在する場合)、(ii) 日本政府への消費税申告書の提出および消費税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii) 単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、消費税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、および自身の納税管理者を任命することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。日本の税務当局から、日本における税金の収集、支払い、または申告の納税管理者として iTunes 株式会社を任命するよう求められた場合でも、iTunes 株式会社は支援することはできません。デベロッパは可能な限り早期に自身の納税管理者を任命することに同意するものとします。別紙 2 の第 3.5 条および別紙 3 の第 3.5 条に基づく、デベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いは、デベロッパが自身の納税管理者を任命するまで行われない場合があります。

5.2 iTunes 株式会社は日本に居住するデベロッパに請求する手数料は、消費税を含むものとします。

(B) 日本のデベロッパ – 日本国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパの主たる事務所または本店が日本に所在し、デベロッパが日本国外におけるマーケティング、日本国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての Apple のサービスに対する対価として Apple が受け取る手数料に対して支払われるべき日本の消費税について、リバースチャージ方式を採用するものとします。

6. 韓国

韓国のデベロッパ – 韓国におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが韓国の居住者であり、韓国におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd. をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパが韓国の事業者登録番号(以下、「BRN」といいます)または韓国国税庁への登録番号(以下、「韓国税金 ID」と総称します)を持っていることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。

デベロッパは、App Store Connect で求められた場合、デベロッパのアカウントについてデベロッパの個別の韓国税金 ID をアップデートする必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別の韓国税金 ID を提供しないことにより、デベロッパの韓国税金 ID が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが韓国の Store から削除されたり、別紙 2 の第

3.5 条および別紙 3 の第 3.5 条に基づくデベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いが行われなかったりする場合があることを認めるものとします。

デベロッパは、Apple Distribution International Ltd.の要請に応じて、デベロッパの韓国税金 ID の十分な証拠(例：事業登録証明書または韓国国税庁の HomeTax Web サイトからプリントアウトした証憑)を Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な韓国税金 ID を保持しなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

デベロッパが有効な韓国税金 ID を Apple に提出しない場合、Apple は、本契約に基づきデベロッパに提供するサービスに対して、韓国の VAT を請求する権利を留保します。

7. マレーシア

マレーシアのデベロッパ – マレーシア国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがマレーシアの居住者であり、添付書類 A に定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、Apple は、マレーシアの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料にマレーシアのサービス税を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

8. メキシコ

メキシコのデベロッパ – メキシコ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがメキシコの居住者である場合、Apple は、メキシコの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に VAT を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。Apple は、当該手数料に対応する請求書を発行するものとします。

また、Apple は、メキシコ国内または国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売に対する送金について、メキシコの税法に従って、個人に適用される源泉徴収所得税率を適用するものとします。Apple は、その源泉徴収所得税の全額を Apple のデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をメキシコの所轄の税務当局に納付するものとします。

デベロッパが登録済みで、メキシコの有効な税金 ID (R.F.C と呼ばれています) を有している場合、デベロッパは App Store Connect ツールを使用してデベロッパのメキシコ税金 ID 登録証の写しをアップロードすることにより、Apple に提供する必要があります。デベロッパは、デベロッパが有効な税金 ID を保持しなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。デベロッパがデベロッパのメキシコ税金 ID についての証拠を Apple に提出しない場合、Apple は、メキシコの税法に従って、最も高い所得税率を適用するものとします。

9. ニューゼーランド

9.1 総則

(a) 1985 年物品サービス税法(以下、「1985 年 GST 法」といいます)で定義されている用語は、本添付書類 C の第 9 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(b) 本添付書類 C の第 9 条は、本契約の終了後も有効に存続します。

9.2 ニュージーランドにおけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客に許可するために APL を指名している場合：

9.2.1 一般規定

(a) デベロッパは、1985 年 GST 法に基づく GST の不払いまたは過少納付ならびにそれらに関する罰金または利息に対する内国歳入庁からのあらゆる請求について、APL を補償し、損害を被らせないものとします。

(b) 本添付書類 C の第 9.2 条は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への供給に適用されます。

(c) デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行う、ニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への供給に関して、APL が電子マーケットプレイスの運営者であり、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(C)項に基づき当該供給の供給者として扱われることに同意するものとします。

9.2.2 居住デベロッパ

(a) デベロッパがニュージーランドの居住者である場合、デベロッパおよび APL は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客へのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(1C)項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

- (i) デベロッパから APL へのサービスの供給。および、
- (ii) APL からニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への当該サービスの供給。

(b) デベロッパおよび APL は、GST の目的において本添付書類 C の第 9.2.2 条(a)(i)に基づくデベロッパから APL へのサービスの供給が 1985 年 GST 法に基づく GST の対象でないことを認めるものとします。

9.2.3 非居住デベロッパ

(a) デベロッパがニュージーランドの居住者ではない場合、デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客へのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(1B)項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

- (i) デベロッパから APL へのサービスの供給。および、
- (ii) APL からニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への当該サービスの供給。

(b) デベロッパおよび APL は、GST の目的において本添付書類 C の第 9.2.3 条(a)(i)に基づくデベロッパから APL へのサービスの供給が 1985 年 GST 法に基づく GST の対象でないことを認めるものとします。

9.2.4 APL は、添付書類 C の第 9 条に基づいて作成された課税対象に関連する必要な文書を、APL 自身の名前でエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客に発行するものとします。

9.2.5 デベロッパは、添付書類 C の第 9.2 条に基づいて作成された対象に関連する文書を、エンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客に発行しないものとします。

9.3 ニュージーランドのデベロッパ – ニュージーランド国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドの居住者であり、ニュージーランド国外におけるマーケティング、ならびにニュージーランド国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパおよび Apple は、代理人である Apple を介してデベロッパが行うニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(C)項および第 60 条(1C)項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

- (i) デベロッパから Apple へのサービスの供給。および、
- (ii) Apple からニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への当該サービスの供給。

デベロッパおよび Apple は、前記の(i)に基づくデベロッパから Apple へのサービスの供給とみなされる供給によって、Apple に 1985 年 GST 法に基づく GST コストが発生しないことを認めるものとします。

10. シンガポール

シンガポールのデベロッパ – シンガポール国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがシンガポールの居住者であり、添付書類 A に定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパがシンガポールの GST の登録を行っているかどうかの確認を Apple に伝えることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパが GST のために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのシンガポール GST 登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがシンガポールの GST の登録を行っていない場合、またはデベロッパのシンガポール GST 登録番号を Apple に提供していない場合、Apple は、シンガポールの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料にシンガポールの GST を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

11. 台湾

台湾におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが台湾において所得税を申告しており、台湾におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd. をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパが台湾におけるデベロッパの統一事業者番号(デベロッパが企業である場合)または台湾におけるデベロッパの個人識別カード番号(デベロッパが個人である場合)(以下、「台湾税金 ID」と総称します)を Apple に提供することが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。

12. 米国

米国におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが米国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために Apple Inc. を指名している場合：

12.1 デベロッパが米国連邦所得税上の米国の居住者ではない場合、デベロッパは、内国歳入庁のフォーム W-8BEN またはその他の必要な納税申告書に必要な事項を記入し、App Store Connect サイトの指示に従って、記入済みのそうした申告書の写し、および適用される税法および規制の遵守に必要なその他すべての情報を Apple に提供するものとします。

12.2 Apple がその合理的な確信により、いずれかのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売または配布に関連して、Apple またはデベロッパが州または地方の売上税、使用税、または類似する取引税を支払わなければならない可能性があるとして判断した場合、Apple は、当該税金を徴収し、所轄の税務当局に納付するものとします。そうした税金の負担またはそうした税金を徴収する責任がデベロッパに生じた場合、デベロッパは、Apple がデベロッパを代理して当該税金を徴収および納付することを許可するものとします。ただし、Apple がエンドユーザーから、当該税金を徴収しなかった場合または当該税金に対する払い戻しを受け取らなかった場合は、当該税金についてデベロッパが引き続き第一義的な責任を負うものとし、またデベロッパは、Apple が支払う必要があるが、別途回収することができない税金の支払いについて Apple に払い戻すものとします。

12.3 所得税、免許税、法人所得税、事業・職業税、またはデベロッパの所得に基づく類似する税金の納税義務をデベロッパが負っている場合、デベロッパは当該税金について全責任を負うものとします。

13. 添付書類 A 第 2 条に記載されている地域におけるエンドユーザー

添付書類 A 第 2 条に記載されている地域におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが、添付書類 A 第 2 条に記載されている国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために Apple Distribution International Ltd. (所在地：Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland) を指名している場合：

Apple Distribution International Ltd. が、デベロッパに代わり、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、デベロッパは、かかる税金または賦課金の全額に単独の責任を負うことを認めるものとします。念のために明記すると、デベロッパが Apple Distribution International Ltd. に発行する請求書は、前記の付加価値税またはその他の税金または課徴金を含み、実際にデベロッパに支払うべき金額に制限されます。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金または利息の過少納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

添付書類 D

デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

- 1. 了解事項:** デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Apple との間で締結したものでないことを了解するものとし、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションおよびそのコンテンツに関して全責任を負うことを了解するものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在(デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日)の、Apple メディアサービス利用規約およびボリュームコンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。
- 2. ライセンスの範囲:** ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに付与されるライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆる Apple ブランド製品上でライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、一括購入、または故人アカウント管理連絡先を使用した購入者と関連付けられた他のアカウントにより、アクセス、取得、および使用される場合を除き、Apple メディアサービス利用規約で定める利用条件で許可されたとおりに制限されていなければならないものとします。デベロッパは、特定の Apple ライセンスソフトウェアに関する場合のみ、エンドユーザー使用許諾契約において、カスタム App の配信の顧客が、デベロッパの無償カスタムアプリケーションの単一のライセンスを複数のエンドユーザーに配布することを承認する必要があります。
- 3. メンテナンスおよびサポート:** デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関し、全面的に責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザーは、Apple が、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する責任を一切負わないことを認めるものとします。
- 4. 保証:** デベロッパは、製品に対する保証について、明示的保証、または法令に基づきもしくは黙示になされた保証のいずれであるかにかかわらず、免責が有効になされているものを除いて、全面的に責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーは Apple にその旨を通知し、Apple は当該エンドユーザーに対してかかるアプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容されるかぎり、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して、Apple は、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとします。
- 5. 製品に関する請求:** デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの保有または使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの請求、たとえば、(i) 製造物責任に関する請求、(ii) ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに対する請求、ならびに、(iii) 消費者保護法、プライバシー法、あるいは類似の法令規則(デベロッパのライセンスアプリケーションでの HealthKit および HomeKit フレームワークの使用に関連するものを含みます)に基づき発生する請求、などに対処する責任をデベロッパが負担し、Apple は一切の責任を負わないことを認めるものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに関するデベロッパの責任を制限してはならないものとします。
- 6. 知的財産権:** デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の知的財産権を侵害すると第三者による請求があった場合、デベロッパは、当該知的財産権の侵害に対する請求に関する調査、反論、和解、および解決について全責任を負うものとし、Apple は一切の責任を負わないものとします。
- 7. 法令遵守:** エンドユーザーは、自身の所在地域が、(i) 米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」国家に指定されている地域ではないこと。および (ii) エンドユーザーが禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。

8. デベロッパの名前および住所: デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名称、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して質問、苦情、または請求を行う窓口となる連絡先情報(電話番号や電子メールアドレスなど)を記載するものとします。

9. 第三者の契約条件: デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、たとえば、デベロッパが VoIP アプリケーションを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載しなければならないものとします。

10. 第三者受益者: デベロッパおよびエンドユーザーは、Apple および Apple の子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Apple は、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を獲得し、かつ、かかる権利を Apple が引き受けたものとみなすことを認め、これに同意するものとします。

添付書類 E

App Store 追加規約

1. **App Store での見つけやすさ** : App Store におけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Apple は、App Store 内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) アプリケーションランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。たとえば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリケーションのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store 内でのローンチの日付(関連する検索のために考慮される場合があります)、Apple が公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータによって、顧客の検索クエリに最も関連する結果が返されます。

(b) App Store 内で取り上げる App について検討する際、Apple のエディターはすべてのカテゴリから、特に新しい App および大幅にアップデートされた App に着目し、高品質のアプリケーションを探します。Apple のエディターが考慮する主なパラメータは、UI デザイン、ユーザーエクスペリエンス、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store 製品ページのスクリーンショット、App プレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールに関するかかるパラメータに関しても考慮します。これらの主なパラメータにより、高品質で優れた設計の革新的な App が表されます。

(c) デベロッパが App Store 上でのデベロッパのアプリケーションに対する有料プロモーションのために Apple サービスを利用する場合、デベロッパのアプリケーションは、検索結果ページ上のプロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

App の見つけやすさに関して詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store/discoverability/>をご参照ください。

2. App Store データへのアクセス

デベロッパは、App アナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect 内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリケーションの販売および App 内課金(サブスクリプションを含む)に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、App アナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store/measuring-app-performance/>をご参照ください。App アナリティクスのデータは、Apple の顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store-connect/analytics/>をご参照ください。Apple は、他のデベロッパによる App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。また Apple は、デベロッパの App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することはありません。そのようなデータ共有は、Apple のプライバシーポリシーおよび Apple によるかかるデータの取り扱い方法に対する Apple の顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパが App Store Review ガイドラインに従っている場合に限りです。

Apple は、Apple のプライバシーポリシーにおいて概説されているように個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへの Apple のアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、<https://support.apple.com/en-us/HT210584> の「App Store & Privacy」をご参照ください。Apple は、Apple と連携して Apple 製品およびサービスを提供する、Apple の顧客への販売を支援する、Apple に代わり広告を販売して App Store および Apple News and Stocks において表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。かかるパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Apple がビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

3. 苦情および調停に関する P2B 規則

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business 規制(以下、「P2B 規則」といいます)の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、およびそれらの国に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうした P2B 規則に従い、<https://developer.apple.com/contact/p2b/> における次の問題に関して、苦情を提出することができます。(a) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B 規則に定められた義務を Apple が遵守していない疑いがある、(b) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または (c) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Apple が講じた措置または行為。Apple はかかる苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Apple は以下の仲裁委員会を指定します。Apple は当該仲裁委員会と共に、関連する App Store サービスの提供に関して生じた Apple とデベロッパとの間の紛争 (Apple の苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む) の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するべく努めます。

Centre for Effective Dispute Resolution
P2B Panel of Mediators
70 Fleet Street
London
EC4Y 1EU
英国
<https://www.cedr.com/p2bmediation/>